

平成30年度環境省予算案 重点施策（廃棄物・リサイクル対策関係抜粋）

環境省が平成29年12月に公表した平成30年度環境省重点施策について、廃棄物・リサイクル対策に関連するものを抜粋しました。

（金額は百万単位）

1 環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた政策展開

（1）国内外における資源循環の更なる展開

【主な措置の例】

- ・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 237（207）
- ・（新）IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業 【エネ特】 50（0）

（2）環境分野からの国土強靱化への対応

大規模災害に備えた廃棄物処理体制の強化・廃棄物処理施設の防災拠点化

【主な措置】

- ・一般廃棄物処理施設の整備 【一部エネ特】 55,255（51,240）
【29年度補正】 45,290
- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 325（441）
【29年度補正】 339

（3）環境インフラの海外展開

「環境インフラ海外展開基本戦略」を踏まえた環境インフラ輸出の戦略的展開の推進

【主な措置】

- ・環境国際協力推進費 190（188）
- ・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成 【一部エネ特】 603（590）
- ・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 66（45）

2 国内外で進める気候変動対策

カーボンゼロに向けた徹底した省エネルギー等

の推進等

廃棄物発電を含めた廃棄物処理システム全体における低炭素化

【主な措置】

- ・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援 【エネ特】 3,500（3,500）
- ・省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業 【エネ特】 500（500）
- ・廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業 【エネ特】 900（610）
- ・中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業 【エネ特】 750（550）

3 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開

（1）福島環境再生・創生

中間貯蔵施設の整備、施設への継続的な搬入、除去土壌等の処理、除去土壌等の減容、再生利用に向けた取組、仮置場の解消の推進

【主な措置】

- ・中間貯蔵施設の整備等 【復興特】 279,902（187,561）
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 【復興特】 121,212（285,464）

（2）東日本大震災関係地域における取組

指定廃棄物等の処理の着実な推進等

【主な措置】

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 【復興特】 145,542（185,123）

（3）国内外における資源循環・適正処理の更なる展開

- ① 一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備（循環交付金）

【主な措置】

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備（再掲）
【一部エネ特】 55,255（51,240）
【29年度補正】 45,290
- ・ 浄化槽整備の推進（再掲）
【一部エネ特】 10,021（9,421）
【29年度補正】 1,000
- ② 改正廃棄物処理法・バーゼル法の着実な施行等

【主な措置】

- ・ 電子マニフェスト普及拡大事業 99（90）
- ・ バーゼル条約実施等経費 34（34）
- ・ 廃棄物等の越境移動の適正化推進費 47（58）
- ・ 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 100（100）
- ③ 都市鉱山を活用した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのリサイクルメダルプロジェクトの推進

【主な措置】

- ・ リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業（再掲） 237（207）
- ④ SDGs等を踏まえた食品ロス対策・食品リサイクルの推進

【主な措置】

- ・ 食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 70（68）

4 安全で豊かな環境基盤の整備

地域・暮らしを支える廃棄物対策

PCB処理の着実な実施

【主な措置】

- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進等 6,336(5,942)
【29年度補正】 1,810

平成29年改正廃棄物処理法に係る通知等について

Report 2

環境省

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/> より

（下記通知のほか、「行政処分の指針」、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」等 掲載）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

環循適発第 18033010 号

環循規発第 18033010 号

平成 30 年 3 月 30 日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告の義務付け（法第 12 条の 5 第 1 項等）

第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第 12 条の 7 等）

第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け（法第 14 条の 2 第 4 項等）

第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第 15 条の 2 の 7）

第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第 17 条の 2 等）

第六 事業の廃止等に伴う措置（法第 19 条の 10）

第七 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ（法第 27 条の 2）（項目を抜粋 以下、略）